

海幕総第2399号  
21.3.27

各 部 隊 の 長 殿  
各 機 関 の 長

海上幕僚監部総務部長

部外に対する意見発表の際の手続の実施について（通知）

標記について、別添によるほか、下記のとおり定め、平成21年4月1日から実施することとされたので、通知する。

記

- 1 自衛隊員が職務に関係する意見を部外に対し発表するに際しては、添付書類の趣旨を踏まえ、海上自衛隊の広報活動の実施に関する達（昭和37年海上自衛隊達第5号）第2条第2項に規定する部隊等の長（実施担当官）のうち、直近上位の者に対して、あらかじめ添付書類の別紙様式を標準として、文書をもって届け出るものとする。
- 2 部隊等の長（実施担当官）は、届出を受けた際に必要があると認める場合は、海上幕僚長に報告するものとする。
- 3 前2項によるほか、届出の必要性の有無等、本件手続の実施に関し不明な点がある場合には、海上幕僚監部総務部総務課広報室に照会するものとする。

関連文書：海幕総第2398号（21.3.27）

添付書類：官広第2917号（21.3.12）

写送付先：部内全般

官広第2917号  
21.3.12  
一部改正 防官広第11084号  
26.7.24  
一部改正 防官広第15489号  
27.10.1

各 局 長  
衛 生 監  
技 術 監  
施設等機関の長  
各 幕 僚 長 殿  
情 報 本 部 長  
技 術 研 究 本 部 長  
装 備 施 設 本 部 長  
防 衛 監 察 監  
各 地 方 防 衛 局 長

大臣官房長

部外に対する意見発表の際の手続の実施について（通知）

標記について、部外に対する意見発表の際の手続の徹底について（防官広第2916号。21.3.12）（以下「通達」という。）別添第4項本文の規定に基づき、下記のとおり定め、平成21年4月1日から施行することとしたので、これにより実施されたい。

なお、官広第814号（56.2.23）は、平成21年3月31日をもって廃止する。

記

- 1 通達は、職務として意見を発表する場合のみならず、私人の立場において職務に関係する意見を発表する場合にも適用されることに留意されたい。
- 2 自衛隊員のうち、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補については、

常勤の自衛隊員とは異なる特殊な性格を踏まえ、招集を受けて現に自衛官となっている者を除き、通達に定める手続は適用されない。また、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第52条に規定する非常勤隊員についても、同様に、適用されない。

- 3 意見発表を予定する者（以下「発表予定者」という。）が、意見が職務に係るか否かを判断するに当たっては、発表予定者自身が分掌する事務の範囲に係るか否かにとどまるものではなく、防衛省・自衛隊に係るか否か、また自衛隊員については国家公務員としての立場から当然守るべき服務及び規律に関する事項に係るか否か、幅広く関係性を判断する必要がある。

その際、発表予定者が幹部職員であるほど、私人の立場での意見であっても組織としての見解であるとの評価を受ける可能性が高いため、職務との関係性について、より幅広い観点から判断する必要がある。

- 4 通達中「部外に対し発表」とするとは、例えば次のような場合について、防衛省職員ではない者（以下「部外者」という。）に対し、意見を発表することをいう。

- (1) 新聞、雑誌等の出版物（部外者にも頒布（国立国会図書館への納本を含む。）されている研究会等の自衛隊員を構成員とする私的な団体の出版物を含む。）への寄稿
- (2) テレビ、ラジオ、インターネット等を通じた意見の発表
- (3) 講演会等における意見の発表
- (4) 部外者により主催される懸賞論文への応募（審査の結果、受賞しない場合も含む。）

- 5 通達は、部外に対する発表であっても、職務として発表する場合であって、職務に係る意見が含まれないときは、適用されない。例えば、防衛省・自衛隊の一部署が発行する等、組織的に作成された資料等を発表する場合又はそのような資料等を用いてその範囲で部外に説明を行う場合は、適用されない。

また、出版物等に挨拶文を寄稿する場合、時候の挨拶など通常の挨拶の範囲内であれば通達は適用されないが、挨拶文中に職務に係る意見を付加して発表する場合は、通達は適用される。

- 6 通達別添第2項中「別に定める職務上の上級者」とは、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。

- (1) 防衛省本省の内部部局に所属する者にあつては、大臣官房長

- (2) 防衛省本省の施設等機関に所属する者にあつては、当該施設等機関の長
- (3) 各幕僚監部に所属する者にあつては、各幕僚長
- (4) 各自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）に所属する者にあつては、各幕僚長又は各幕僚長の指定する部隊等の長等
- (5) 情報本部に所属する者にあつては、情報本部長
- (6) 防衛監察本部に所属する者にあつては、防衛監察監
- (7) 地方防衛局に所属する者にあつては、地方防衛局長
- (8) 防衛装備庁に所属する者にあつては、防衛装備庁長官

7 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長は、前項第4号の規定により指定した内容について、大臣官房長に連絡するものとする。

8 第6項第4号の規定により各幕僚長の指定を受けた部隊等の長等は、届出を受けた際に必要があると認める場合は、それぞれ陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に対して報告するものとする。

9 通達別添第2項の規定に基づき届け出る文書の様式は、別紙様式を標準とする。また、論文、講演の原稿、配布資料等、意見の内容を可能な限り具体的に把握できるものを併せて届け出るよう努めるものとする。原稿を作成しない場合や、原稿の完成に時間がかかり、意見発表前に提出することが困難な場合はこの限りでないが、そのような場合は、発表内容の骨子・概要等を添付するよう努めるものとする。

10 通達別添第3項の規定に基づき通報する文書の様式は、別紙様式に準じるものとする。

なお、大臣官房長は、通報を受けた際に必要があると認める場合は、防衛大臣に報告する。

11 通達中「統合幕僚監部」には自衛隊指揮通信システム隊を、「陸上自衛隊」には自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を、「海上自衛隊」には海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を、「航空自衛隊」には航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を、それぞれ含む。

12 前各項に定めるもののほか、届出の必要性の有無等この手続の実施に関し不明な点がある場合は、大臣官房広報課に照会されたい。

〇〇年〇月〇日  
(届出日)

部外に対する意見発表の届出について

〇 〇 〇 〇 〇 殿  
(官 職 )

官 職  
氏 名

下記のとおり実施するので届け出ます。

記

- 1 発表形態  
寄稿、テレビ、ラジオ出演、講演、その他 ( )
- 2 寄稿する雑誌名、講演の主催者等
- 3 実施期日及び発表期日  
(収録日等の実施期日は、発表期日と異なる場合に記載)
- 4 実施場所 (講演等の場所)
- 5 対象者及び予定される聴衆者数 (主催者側に確認できる範囲で可)
- 6 主題 (論文題名、講演演目等)
- 7 内容 (可能な場合、原稿・配布資料等を添付)